

水質総量削減基本方針（瀬戸内海） 対照表

第9次総量削減基本方針	第8次総量削減基本方針	第9次水質総量削減の在り方答申	第8次水質総量削減の在り方答申
(略)	(略)		
1 削減の目標 (略)	1 削減の目標 (略)		
2. 目標年度 目標年度は <u>令和6</u> 年度とする。	2. 目標年度 目標年度は平成 <u>31</u> 年度とする。		
3. 汚濁負荷量の削減の方途 大阪湾においては、 <u>湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しながら、湾奥部における赤潮や貧酸素水塊など問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応</u> することを目途として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質から悪化させないことを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。	3. 汚濁負荷量の削減の方途 大阪湾においては、 <u>窒素及びりん的环境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁を解消</u> することを目途として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質から悪化させないことを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。	4-1 (1) ウ <u>大阪湾においては、(略)、湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しながら、湾奥部など問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応する必要があると考えられる。</u> エ <u>大阪湾を除く瀬戸内海においては、(略)、現在の水質が悪化しないように留意しつつ必要な対策を継続することが妥当と考えられる。</u>	(1) 汚濁負荷削減対策 (略) ア <u>水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、第8次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。具体的には、以下に掲げる各種対策が考えられ、関係者、関係機関の協力を得つつ推進することが必要である。</u> なお、大阪湾においては、 <u>窒素及びりん的环境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から必要な対策を推進することが必要である。</u>

第9次総量削減基本方針	第8次総量削減基本方針	第9次水質総量削減の在り方答申	第8次水質総量削減の在り方答申
<p>(1) 生活排水について、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。<u>なお、水質の季節変動や湾奥部における栄養塩類の偏在等海域の状況に留意し、必要な場合は、局所対策としての更なる汚濁負荷削減対策を講ずること。</u></p> <p>加えて<u>再生水の利用を推進するとともに、合流式下水道における越流水による負荷等への対策の重要性に鑑み、</u>改善の取組を推進すること。</p> <p>(2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。</p> <p>また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。</p>	<p>(1) 生活排水について、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備<u>及び高度処理化、</u>適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。</p> <p>加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。</p> <p>(2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。</p> <p>また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。</p>	<p>4-1 (2) ア</p> <p>(ア) 生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから、引き続き、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める。加えて、<u>再生水の利用を進めるとともに、合流式下水道における越流水による負荷等への対策の重要性に鑑み、</u>雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。</p> <p>(イ) <u>産業系の</u>指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、<u>8</u>次にわたる水質総量削減によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、<u>現行の処理水準を維持していくことが適当である。</u></p> <p>(ウ) 総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては、引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を推進する。</p>	<p>(ア) 生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから、引き続き、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める<u>とともに、窒素及びりんに係る汚濁負荷削減のための高度処理化を推進する。</u>加えて、合流式下水道<u>については、</u>雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。</p> <p>(イ) 指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、<u>7</u>次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、<u>これまでの取組が継続されていく必要がある。</u></p> <p>(ウ) 総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては、引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。</p>

第9次総量削減基本方針	第8次総量削減基本方針	第9次水質総量削減の在り方答申	第8次水質総量削減の在り方答申
<p>(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理、<u>堆肥の高品質化やその広域流通</u>及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善、<u>魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発や適正給餌</u>等の施策を推進すること。</p> <p>(4) 地域における海域利用の実情を踏まえ、<u>必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理を行う</u>こと。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。</p> <p>(4) <u>大阪湾を除く瀬戸内海においては、地域における海域利用の実情を踏まえ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進</u>すること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(エ) 農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、環境負荷を低減する営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。</p> <p>畜産農業については、<u>「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の遵守を徹底した上で、堆肥の高品質化やその広域流通、エネルギー利用等を推進</u>する。</p> <p>(オ) 養殖業については、持続的養殖生産確保法 (<u>平成11年法律第51号</u>) に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発 <u>や適正給餌</u>等を推進する。</p> <p>4-1 (1) エ (略) <u>瀬戸内海全域では、令和2年答申を踏まえ、生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当である。</u></p>	<p>(エ) 農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、環境負荷を低減する <u>先進的な</u> 営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。</p> <p>畜産農業については、<u>家畜排せつ物処理施設や指導體制の整備による適正管理の推進とともに、耕畜連携の強化による広域利用や</u> エネルギー利用等を推進する。</p> <p>(オ) 養殖業については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発等を進める。</p> <p>イ 大阪湾を除く瀬戸内海においては、生活排水対策を進め、従来の工場・事業場の排水対策など各種施策を継続して実施していく必要がある。また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえ、<u>例えば栄養塩類に着目した下水処理場における季節別運転管理など、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進していく必要がある。</u></p>

第9次総量削減基本方針	第8次総量削減基本方針	第9次水質総量削減の在り方答申	第8次水質総量削減の在り方答申
<p>4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項</p> <p><u>これまでの汚濁負荷削減の取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、環境基準の達成状況や、貧酸素水塊等の発生、「豊かな海」を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、今後は、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組が重要となる。</u></p> <p><u>藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた総合的な取組を確実に推進していくことが必要であり、特に、湾奥部における栄養塩類の偏在等の局所的な問題に対しては、地域ごとの特性も考慮した局所的な対策を講ずることが有効であることから、次に掲げる各種対策から実施可能な取組を検討し、関係者の連携のもと複層的に実施することにより、総合的な水環境の改善を図る。</u></p>	<p>4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項</p>	<p>4-2 (1)</p> <p><u>これまでの取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、環境基準の達成状況や、貧酸素水塊等の発生、「豊かな海」を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、今後は、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組を可能とすべきである。</u></p> <p>4-1 (2) イ</p> <p><u>藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた総合的な取組の確実に推進していくことが必要である。特に、湾奥部における栄養塩類の偏在等の局所的な問題に対しては、地域ごとの特性も考慮した局所的な対策を講ずることが有効である。具体的には、以下に掲げる各種対策が考えられ、全ての指定水域において実施可能な取組が関係者の連携のもと複層的に実施されるべきである。</u></p>	<p>(2) 干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等</p>

第9次総量削減基本方針	第8次総量削減基本方針	第9次水質総量削減の在り方答申	第8次水質総量削減の在り方答申
<p>(1) <u>水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有する藻場・干潟について、残された藻場・干潟を保全するとともに、失われた藻場・干潟の再生・創出の推進を図るため、行政計画に具体的な目標や実施計画（ロードマップ）を盛り込むことを検討し、定期的に藻場・干潟の分布状況及び機能等に関する調査を行うこと。その際、OECMのような国際的な潮流も意識し、価値観を共有して取り組むことが望ましい。</u></p> <p>(2) <u>栄養塩類の偏在や底質からの窒素及びりん溶出、貧酸素水塊の発生を抑制するため、湾奥部等における流況改善対策及び浚渫・覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。</u></p> <p>(3) <u>貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。</u></p>	<p>(1) <u>干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進めつつ、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出の推進を図ること。</u></p> <p>(3) <u>底質からの窒素及びりんの溶出を抑制するため、浚渫、覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。</u></p> <p>(4) <u>貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。</u></p>	<p>(ア) <u>水質浄化機能、生物の生息・生育の場として重要な藻場・干潟の多くが失われてきているため、残された藻場・干潟を保全するとともに、失われた藻場・干潟の再生を推進する必要がある。このため、行政計画に具体的な目標や実施計画（ロードマップ）を盛り込むことを検討し、定期的に藻場・干潟の分布状況及び機能等に関する調査を行う必要がある。</u></p> <p>(イ) <u>栄養塩類の偏在や底質からの窒素及びりんの溶出、貧酸素水塊の発生を抑制するため、湾奥部等における流況改善対策や浚渫や覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握及び評価しつつ推進していく必要がある。</u></p> <p>(ウ) <u>海砂等の採取跡である大規模な窪地は、貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっているため、窪地の埋戻しによる周辺海域の水環境の改善効果を把握及び評価しつつ、今後も引き続き埋戻しを実施していく必要がある。</u></p>	<p>(ア) <u>水質浄化機能等を有する多くの干潟・藻場が失われてきているため、今後、干潟・藻場の分布状況把握など基礎情報の整備を進めつつ、残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生・創出を推進する必要がある。</u></p> <p>(ウ) <u>底質からの窒素及びりんの溶出を抑制するため、浚渫や覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・評価しつつ推進していく必要がある。</u></p> <p>(エ) <u>海砂等の採取跡である大規模な窪地は、貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっているため、窪地の埋戻しによる周辺海域の水環境の改善効果を把握・評価しつつ、今後も引き続き埋戻しを実施していく必要がある。</u></p>

第9次総量削減基本方針	第8次総量削減基本方針	第9次水質総量削減の在り方答申	第8次水質総量削減の在り方答申
<p>(4) <u>新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用すること。</u></p> <p>(5) <u>環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立のため、</u>自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、<u>漁場改善計画に基づく適正養殖可能数量を遵守し、沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動による漁場環境の改善</u>を一層推進すること。</p> <p>(6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。</p> <p>(7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。</p>	<p>(5) <u>新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努めること。</u></p> <p>(2) <u>水質改善に資する取組として、</u>自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、<u>水生生物の安定的な漁獲</u>を一層推進すること。</p> <p>(6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。</p> <p>(7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。</p>	<p>(エ) <u>水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用する必要がある。</u></p> <p>(オ) <u>環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立のため、</u>海域中の自然にある栄養塩類や懸濁物質、プランクトンを餌として生育させる藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、<u>漁場改善計画に基づく適正養殖可能数量を遵守し、沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動による漁場環境の改善</u>を一層推進する必要がある。</p> <p>(カ) このような対策の実施に当たっては、国や地方公共団体等の関係行政機関はもちろん、NPOや漁業者、企業など地域の多様な主体が有機的に連携して総合的に取り組んでいくことが重要であり、地域の実情に応じてそのための仕組みづくり等を進めていく必要がある。</p> <p>(キ) このような対策を実施する者(NPOや漁業者、企業など)に対し、その活動が促進されるよう、必要な支援に努める必要がある。</p>	<p>(オ) <u>水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める必要がある。</u></p> <p>(イ) <u>水質改善に資する取組として、</u>海域中の自然にある栄養塩類のみを吸収させて生育させる藻類養殖、<u>人為的には餌を与えずに</u>自然にある懸濁物質やプランクトンを餌として生育させる貝類養殖等を推進するとともに、<u>漁業について、漁獲量の管理、資源管理計画等により、水生生物の安定的な漁獲</u>を一層推進する必要がある。</p> <p>(カ) このような対策の実施に当たっては、国や地方公共団体等の関係行政機関はもちろん、NPOや漁業者、企業など地域の多様な主体が有機的に連携して総合的に取り組んでいくことが重要であり、地域の実情に応じてそのための仕組みづくり等を進めていく必要がある。</p> <p>(キ) このような対策を実施する者(NPOや漁業者、企業など)に対し、その活動が促進されるよう、必要な支援に努める必要がある。</p>

(参考) (略)	(参考) (略)		
-------------	-------------	--	--